

生駒市訓令甲第 5 号

生駒市職員表彰規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員表彰規程等の一部を改正する訓令

(生駒市職員表彰規程の一部改正)

第 1 条 生駒市職員表彰規程 (昭和 6 1 年 1 0 月生駒市訓令甲第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条中「 1 に」を「いずれかに」に改める。

第 8 条第 2 項中「助役」を「副市長」に改める。

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第 2 条 生駒市情報セキュリティ対策基準 (平成 1 6 年 2 月生駒市訓令甲第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「助役」を「副市長」に改める。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第 3 条 生駒市行政企画会議規程 (昭和 4 5 年 1 1 月生駒市訓令甲第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第 4 条 生駒市行政改革推進本部設置要綱 (昭和 6 0 年 6 月生駒市訓令甲第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「助役」を「副市長」に改め、同条第 3 項中「、収入役」を削る。

(生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第 5 条 生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成 14 年 8 月生駒市訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「助役」を「副市長」に改める。

（生駒市事務専決規程の一部改正）

第 6 条 生駒市事務専決規程（平成 2 年 4 月生駒市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「助役」を「副市長」に改める。

第 5 条第 2 項中「助役専決」を「副市長専決」に改める。

第 8 条（見出しを含む。）中「助役」を「副市長」に改める。

（生駒市職員服務規程の一部改正）

第 7 条 生駒市職員服務規程（昭和 44 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 号中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

（生駒市財政調整基金管理要綱の一部改正）

第 8 条 生駒市財政調整基金管理要綱（平成 10 年 3 月生駒市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

（生駒市減債基金管理要綱の一部改正）

第 9 条 生駒市減債基金管理要綱（平成 10 年 3 月生駒市訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

（生駒市公共施設整備基金管理の取扱い要綱の一部改正）

第 10 条 生駒市公共施設整備基金管理の取扱い要綱（平成 4 年 4 月生駒市訓令

甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

(生駒駅前市街地再開発事業促進基金管理の取扱い要綱の一部改正)

第 1 1 条 生駒駅前市街地再開発事業促進基金管理の取扱い要綱(平成 3 年 5 月
生駒市訓令甲第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

(生駒市北部地域整備促進基金管理要綱の一部改正)

第 1 2 条 生駒市北部地域整備促進基金管理要綱(平成 1 0 年 3 月生駒市訓令甲
第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

(生駒市職員退職給与基金管理要綱の一部改正)

第 1 3 条 生駒市職員退職給与基金管理要綱(平成 1 0 年 3 月生駒市訓令甲第 6
号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

(生駒市土地開発基金管理の取扱い要綱の一部改正)

第 1 4 条 生駒市土地開発基金管理の取扱い要綱(平成 6 年 9 月生駒市訓令甲第
1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

(生駒市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第 1 5 条 生駒市生涯学習推進本部設置要綱(平成 1 0 年 8 月生駒市訓令甲第 1

１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

（生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正）

第１６条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成７年２月生駒市訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「助役」を「副市長」に改める。

（生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部改正）

第１７条 生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程（平成１４年３月生駒市訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

（生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正）

第１８条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程（昭和５９年１２月生駒市訓令甲第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。